

## 難病患者福祉見舞金について

指定難病特定医療費受給者証をお持ちの方に難病患者福祉見舞金を支給します。対象となる方は、下記により申請してください。

### ○対象者

指定難病特定医療費受給者証を所持し、市内に住所を有する方(生活保護法による扶助者は除く)

○手当額 年額 20,000円

○申請期限 12月20日(火)

### ○申請場所

健康推進課(かがやき)または各総合支所市民福祉課

### ○持参する物

- ・指定難病特定医療費受給者証  
(平成28年10月1日現在で有効なもの)
- ・印鑑
- ・振込先口座番号がわかるもの(通帳等)

※昨年度受給した方で、振込先口座等に変更がない場合は、受給者証のみ持参してください。

**申込・問** かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121

**山支** 市民福祉課市民福祉G ☎57-2121(代表)

**美支** 市民福祉課市民福祉G ☎58-2111(代表)

**緒支** 市民福祉課市民福祉G ☎56-2111(代表)

**御支** 市民福祉課市民福祉G ☎55-2111(代表)

## マタニティ教室について

日 時		内 容
12/21 (水)	9:30 ~ 11:30 (受付/9:15 ~ 9:30)	・母親の生活リズムの大切さ ・胎児を育てる食生活

○場 所 総合保健福祉センター(かがやき)

○対 象 者 おおよそ妊娠20週以降の方

※ご家族の方も一緒に参加できます。

※平成29年4月・5月出産予定の方へは個別で案内を送付します。

○持 ち 物 親子(母子)健康手帳

妊娠届時にお渡しした資料

○申込方法 12月14日(水)までに電話でお申し込みください。

※妊娠届時にお渡しした資料には教室の日程は12月19日(月)記載してありますが、12月21日(水)に変更になります。

**申込・問** かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121

## 11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者(アルバイトを含む)を1人でも雇っている事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

### ○労働保険とは

労働者災害補償保険(通称・労災保険)と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族ひいては、事業主を守るための制度です。保険給付は両保険制度でそれぞれに行われていますが、保険料の徴収については加入事業所の利便と事務処理の能率向上を図るために一元的に扱うこととしています。

### ○労災保険とは

労働基準法の災害補償の規程に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

### ○雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに再就職を促進するための必要な交付を行うものです。

また、雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、茨城労働局労働保険徴収室、最寄りの労働基準監督署または、ハローワーク(公共職業安定所)へお問い合わせください。

**問** 茨城労働局労働保険徴収室 ☎029-224-6213

## ふれあいギャラリーの催し物

(北町15・高速バス停隣)

### 「御前山絵てがみクラブ作品展」

11月25日(金)～27日(日)

10:00～16:00

※初日は13:00から、最終日は15:00まで  
会員による作品展を開催します。多くの皆さんの来場をお待ちしています。



○主 催 御前山絵てがみクラブ

※入場無料

○ふれあいギャラリーで作品展を開催しませんか。

詳しくは、大宮公民館へお問い合わせください。

**問** 大宮公民館 ☎52-0673